

ミツヒロニュース



梅雨の季節です。7月7日(木)に経済アナリストの塙澤健二先生をお迎えしてセミナーを開催します。先生が毎週配信される情報を3年間入手していますが、的確な情報なので、大変参考になります。

早ければ、今年の秋から第二のリーマンショックが起こる可能性が高いと予測されています。是非、セミナーで具体的な内容を確かめて頂きたいと思います。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇役員変更登記の改正点
- ◇労働基準監督署の調査は何を見るのか
- ◇所得税の課税がなくても、住民税が課税される？
- ◇後継者の羅針盤のご案内
- ◇今月のお勧めセミナー
税務・会計セミナー
「上手な税務調査の受け方」
- ◇あとがき
「初めての
安芸灘とびしま海道」

「役員変更登記の改正点」

～役員登記の添付書面、
役員欄の氏の記録が変わりました～

【改正事項】

1. 役員（取締役・監査役等）が新たに就任する場合、本人確認証明書を添付
2. 代表取締役の辞任届は、個人の実印を押印（印鑑証明書添付）又は、会社実印の押印が必要
3. 役員の氏名と共に婚姻前の氏も併せて登記する事が可能に

1. 役員就任の際の本人確認証明書の添付（規則第61条第5項）

従来は、取締役等の役員が就任した際の添付書類は、就任承諾書のみの場合がありました。役員の実在を確認し、登記の真実性を向上させるため、新たに本人確認証明書を添付する事になりました。

再任の場合は不要ですから、現在の役員が任期満了で再任された場合は対象なりません。

●本人確認証明書の必要な役員とは

取締役会設置会社においては、代表取締役以外の取締役、監査役、指名委員会等の設置会社の執行役に新たに就任する者。取締役会非設置会社は、監査役に新たに就任する者。
本人確認証明書とは、住民票の写し、戸籍の附票、運転免許証の写し等です。

1)改正の対象となる登記申請

- ① 株式会社の設立の登記の申請
- ② 取締役、監査役又は執行役（以下「取締役等」といいます。）の就任（再任は除く）による変更登記の申請

2)改正の内容

登記の申請書に当該取締役等の印鑑証明書を添付する場合を除いて、取締役等の「本人確認証明書」の添付が必要となります。

※株主総会議事録に当該取締役等の住所の記載がない場合には、別途、当該取締役等が住所を記載し、記名押印した就任承諾書が必要となります。

（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

《取締役等の「本人確認証明書」の例》

- ① 住民票記載事項証明（住民票の写し）、個人番号が記載されていないものを使用
- ② 戸籍の附票
- ③ 住基カード（住所が記載されているもの）のコピー※1
- ④ 運転免許証のコピー※1
(※1 裏面もコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印)
- ⑤ マイナンバーカードの表面のコピー※2
(※2 表面（氏名、住所、生年月日及び性別が記載されている面）のみコピーし、本人が「原本と相違がない。」と記載して、記名押印)

尚、市町村長から交付される個人番号の「通知カード」を本人確認証明書として使用することは不可

2. 代表取締役が辞任する時の辞任届（規則第61条第6項）

代表取締役が任期途中で辞任して変更登記をする場合に、辞任届けの偽造で会社乗っ取りが図られる恐れがあると指摘されていました。そこで、不正防止のため、代表取締役の辞任届には、個人の実印(印鑑証明書添付)又は、登記所に届出している会社の実印を押印する事が必要になりました。

但し、任期満了で、代表取締役が退任する時は辞任ではないため、辞任届は必要ありません。

1)改正の対象となる登記申請

- ① 代表取締役の辞任の登記の申請
- ② 代表執行役の辞任の登記の申請
- ③ 代表取締役である取締役の辞任の登記の申請
- ④ 代表執行役である執行役の辞任の登記の申請

※登記所に印鑑を提出している方が辞任する場合の登記の申請です。

2)改正の内容

登記申請書に添付される辞任届は、次のいずれかに該当するものでなければならないこととなります。

- ① 辞任した代表取締役等の個人の実印による押印及びその印鑑証明書（市区町村長が作成したもの）の添付がある。
- ② 辞任した代表取締役等の登記所届出印による押印がある。

3. 役員欄への婚姻前の氏の記録（規則第81条の2）

今まで会社の登記簿の役員名は戸籍上の氏名が登記されていましたが、婚姻後も旧姓で活動する場合に支障を来す問題が指摘され、婚姻前の氏も記録する方法が選択できるようになりました。登記簿に氏名が登記されている者が対象です。戸籍謄本や住民票を添付して申請します。

●申出の方法について

1)同時に婚姻前の氏の記録の申出をすることができる登記申請

- ① 設立の登記の申請
- ② 清算人の登記の申請
- ③ 役員(取締役、監査役、執行役、会計参与若しくは会計監査人)又は清算人の就任による変更の登記の申請
- ④ 役員又は清算人の氏の変更の登記の申請

※申出は、これらの登記の申請人が行うことになります。

2)登記申請書に記載すべき事項

- ① 婚姻前の氏を記録すべき役員又は清算人の氏名
- ② ①の役員又は清算人の婚姻前の氏

《①②の事項を証する書面の例》

- ・戸籍謄本、戸籍抄本
- ・戸籍の記録事項証明書

●婚姻前の氏を記録しない場合について

登記記録にその氏名とともに婚姻前の氏をも記録された役員又は清算人について、再任による変更の登記又は氏の変更の登記の申請がされた場合で、申請人から、婚姻前の氏の記録を希望しない旨の申出があつたときは、その申請により登記簿に役員又は清算人の氏名を記録する際に、婚姻前の氏は記録しないこととなります。また、氏の変更の登記を申請する場合で、その変更後の氏と婚姻前の氏とが同一であるときも、婚姻前の氏は記録しないこととなります。

※株式会社のほか、一般社団法人、一般財団法人、投資法人又は特定目的会社の役員についても、同様の改正が行われています。詳しくは、[管轄の登記所](#)にお尋ねください。

労働基準監督署の調査は何を見るのか

1. 労働基準監督署の行う調査の種類

労働基準監督署の行う調査には、主に次の4つの場合があります。



定期監督	年度ごとに重点業種の重点項目を決めて行う調査です。必ずしも法令違反の事業所と言うわけではありません。対象の業種等に該当したと言う事です。まず、書面で通知があり日時が指定されますので、その日に管轄の監督署へ書類を持参します。法令違反があった場合には、調査をした監督官から是正勧告書が出される事があります。また、監督官が事業所に来訪する場合もあります。
申告監督	労働者の申告を受けた場合に調査を行います。事前連絡をしてくる場合と、予告せず直接来訪する場合もあるようです。申告内容で調査項目は違いますが、誰が申告したかは告げられません。申告監督は、定期監督に比べ厳しくチェックが入ります。例えば、未払い残業代等があれば、全社員2年遡り支払いが命ぜられると言う様な場合もあります。
災害時監督	労働者災害が起きた場合に行う原因究明、再発防止の為の調査です。
再監督	一度是正勧告後、是正報告がなされ、一定期間経過後に確認を行うためのものです。

2. どんな調査をするのか

- (1) 賃金や時間外労働手当が適正に支払われているか、未払い賃金や手当はないか、労働時間管理をしているか、時給者の賃金は最低賃金を下回っていないか等をチェックします。
- (2) 休日や年次有給休暇を取得させているか、慢性的に長時間労働になっていないか等をチェックして防止、予防策を求められます。
- (3) 残業がある時は時間外労働協定届が出されているか、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿は作成されているか、労働条件は明示されているか等がチェックされます。
- (4) 10人以上事業場では就業規則の作成届出がされているか、内容が法令や事業所の現状と適合しているか等チェックがあります。
- (5) 安全衛生関連では年1回以上の健康診断(深夜業は年2回)は実施されているか、50人以上事業場では衛生管理者、産業医等の選任届出、新しくストレスチェック制度が始まりますので、これからはここも見られるようになるでしょう。

3. 労働基準監督官が突然来たらどのように対応するか

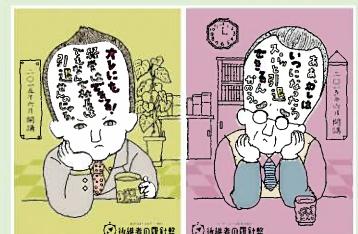
労働基準監督署へ出頭する場合を除き、監督官自らが予告無しにやって来る場合もあります。突然のことで即座の対応は難しいと思いますが、まずは落ち着いて何の趣旨で調査に入るのかをよく確認しましょう。急に対応が出来ないような場合には、「大変申し訳ないのですが、本日は調査に対応することが出来ません。」と丁重に伝え、後日、日程調整の連絡をすることを約束したうえで、一旦帰って頂きましょう。誠意を持ってお願いすれば、たいていの場合は日程調整に応じてもらえると思います。

受講生募集中！後継者の羅針盤のご案内

弊社(株)オフィスミツヒロおよび、グループ会社(株)D E P Sでは、昨年に続き **後継者の羅針盤**を6月に開講します。

後継者の羅針盤は、事業を引き継ぐ“後継者”や“経営者の補佐役”などを対象とした、経営の基本と本質を実践的に学ぶ後継者育成の場です。

パンフレット等、資料をご希望の方は、弊社担当者へお問い合わせください。



所得税の課税が無くとも、住民税が課税される？

10万円のアルバイト収入があるサラリーマンにある日突然、差押予告書が届いた。というニュースが有りました。「年末調整を受けるサラリーマン」なので、税務署への確定申告の必要は有りません。しかし、市役所から住民税1万円の納税通知が届き、これを放置していたら給与差押予告書が届いたというのです。

なぜ、このようなことになったのでしょうか？所得税と住民税の課税ルールの違いについて説明しましょう。

(1) 所得税

年末調整を受けているサラリーマンで、アルバイト等副業所得が20万円以下なら確定申告は不要です。たとえば、下記のケースでは、所得税の確定申告をする必要はありません。

- ① 自宅の駐車場を一部貸付けて、年間12万円の収入がある場合
- ② 雑誌の記事を書いたことによりもらった原稿料10万円
- ③ 昼間の仕事が終わった後、夜間のアルバイトをして年間18万円給与をもらった場合
- ④ 株式投資を行い、同一の法人から年1回に支払を受けるべき配当金が、8万円で少額配当として、確定申告をしなかった場合

(2) 住民税

所得税と同様に1年間の個人の所得を基準に課税されますが、上記の(1)の所得税が課税されない所得(20万円ルール)についても課税されます。

(3) 従来の課税の方法

従来の方法では、市役所職員が税務署に出向き、支払調書（企業が個人に報酬を支払った明細。例えば、原稿料・講演料なら年5万円超で提出義務）の束を一枚一枚調べて、住民税データと突合せをするため、コストと手間がかかり非効率でした。

(4) 平成23年からの変化

平成23年から国税自治体連携システムが始まり、市役所に電子データが直接届くようになりました。平成25年度からは、報酬についての支払調書も直接市役所に届き、自動的に抽出課税処分するシステムができました。

(5) これからの時代

確定申告で申告不要とされていた原稿料等は、自動的に住民税が通知されます。今年からマイナンバーが支払調書に記入されることになり、ますます課税が強化されますので、気をつけて頂ければと思います。



参考文献： ■ゆりかご俱楽部 ■法務省HP

今月のお勧めセミナー

第3回 税務会セミナー

「上手な税務調査の受け方」

今回のセミナーでは、①税務調査の基礎知識 ②税務調査の実際 ③調査官は「何を考え、何を調査するか」などの項目を盛り込み、元税務署 特別国税調査官 藤原 孝行氏を講師に迎え、現場経験者の視点から実務に役立つ話をして頂きます。是非ご参加ください。

(開催日 6月8日(木) セミナー概要は、ピンクの案内チラシをご覧ください。)



あとがき

下田です。先日とびしま海道を巡ってきました。呉から安芸灘大橋を渡り下蒲刈～蒲刈～豊島～大崎下島まで。島々の歴史や文化、芸術そして食を体感してきました。朝鮮通信資料館や蘭島閣美術館等を観て、お茶室で抹茶を一服。新鮮な魚料理に、絞りたてのオレンジジュース。柑橘類の詰め放題にも挑戦！ みたらい地区では古い町並みをのんびり散策してその後、温泉へ。盛り沢山で楽しい一日でした。爽やかな青空の下、瀬戸内海の美しい景色を眺めながら、ゆったり過ごした休日でした。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営 管理
Office
Mitsuhiko

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>



Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

